

公益社団法人大分県社会福祉士会

学術調査研究助成選考審査規程

[目的]

第1条 この規程は大分県社会福祉士会における学術調査助成選考審査の方法及び基準を明確にすることを目的とする。

[応募者]

第2条 学術調査研究助成の応募者と研究代表者は同一人とする。(以下、「応募者」と言う。)

- 2 本会の会員・非会員を問わず、社会福祉学ならびに関連する学術分野の調査研究を希望する者。
- 3 同様のテーマで、他の研究助成を受けていないこと、あるいは受ける予定となっていないことを原則とする。

[応募方法等]

第3条 大分県社会福祉士会学術調査研究申請に係る事務局（以下、事務局と言う。）は、大分県社会福祉士会広報誌及びホームページ等を通じ、本規程並びに当該助成募集要項につき広報を行う。

- 2 応募者は、本規程に同意する場合、学術調査研究助成募集要項に基づき一つのテーマの応募を行うことができる。
- 3 応募者は、定められた期日内に、所定の書式・方法等により事務局まで応募する。

[禁止事項等]

第4条 他者を誹謗・中傷する内容、あるいは著しく企業PRや営利性の色彩が強いと認められる内容等、学術調査研究助成の趣旨として馴染まない内容は、禁止する。

- 2 同じ内容のテーマを複数人が応募することはできない。但し、異なる年度の学術調査研究募集要項において経年変化の続報等を研究する場合は、この限りではない。

[研究助成金の返還]

第5条 事務局は、研究完了報告書等の内容を確認し、申請時点における研究テーマ要旨と異なる研究、不適切と判断する内容等の研究において、改善指導または助成金の返還を求めることができる。

- 2 事務局は、第4条に抵触する行為、あるいは前項による事務局側の改善指導等に従わな

い者に対し、研究完了報告終了後、文書をもって警告することができる。

3 事務局は、上記2項の該当者に対し、必要に応じ、本助成を、一定期間、認めないことができる。

[選考]

第6条 学術調査研究申請の選考は学術運営委員会が、これを行い、本理事会が決定する。

第7条 事務局は、学術調査研究助成募集締切後、学術運営委員会に選考を依頼する。

第8条 学術運営委員会は与えられた申請書類等を以下の選考審査基準に基づき選考し、当該委員会にて助成必要数を選出する。

【選考審査基準】

- (1) 大分県社会福祉士会学術調査研究助成の目的に合致していること。
- (2) 正会員で共有すべき研究テーマであること。
- (3) 調査研究の特色・意義・期待される成果が明確に位置づけられていること。
- (4) 倫理的配慮がなされていること
- (5) 研究計画等が適切であること。
- (6) 公益社団法人日本社会福祉士会の正会員及び正会員に所属する社会福祉士が実践研究等において事例を取り扱う際のガイドラインを遵守していること。
- (7) 公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領・行動規範に基づいて研究・実践が行われていること。

第9条 事務局は、学術運営委員会による研究テーマの選出と理事会による選考結果（採択・不採択）を速やかに応募者に通知しなければならない。

[補足]

第10条 本規程に定めのない事項においては、理事会において協議の上、決定する。

2 この規程の改廃・変更をしようとするときは、理事会の審議を経て承認を得なければならない。

[附則]

1 この規程は2022年10月5日から施行する。